

学校法人日本女子大学 新型コロナウイルス感染症への対応にかかる基本方針

新型コロナウイルス感染の収束が見通せない中、学校教育においても新型コロナウイルスとの共存を前提とした、「新しい日常」への取り組みが求められている。

本学園においても、感染防止対策及び感染者発生時の対応策を講じ、学生、生徒、児童、園児の日常を取り戻すべく日々努めている。

引き続き、教育機関としての社会的責任を果たすべく、新型コロナウイルス感染症への対応について、政府・自治体、文部科学省からの方針に従うことを前提として、以下のとおり本学園の基本方針を定める。

なお、この基本方針は、随時見直しを行う。

1. 大学、附属校園における諸活動（学事、キャンパス入構等）について

大学においては、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための日本女子大学・大学院の行動指針（BCP）」に基づき判断する。

各附属校園においては、感染拡大防止に最大限配慮する。

2. 海外渡航、海外からの入国について

学内者（学生、生徒、児童、園児、教職員等）については、外務省感染症危険レベル 2 以上に指定されている国・地域への渡航を禁止する。また、レベル 1 の国・地域についても渡航自粛を要請する。

すでに海外に滞在している場合、外務省感染症危険レベル 1 となった場合には帰国準備を開始し、レベル 2 以上に指定された場合は原則帰国を要請する。

レベル 2 以上に指定されている国・地域から入国した場合は、入国後 2 週間は外出を控え、自宅で滞在し、厳重な健康観察を行う。

3. 体調不良者について

学内者については、発熱等の風邪症状がある場合、当該日及び症状消失後 3 日は出校自粛を求める。ただし、生徒においては、発熱等の風邪症状がみられるとき、出席停止の措置を取る。

生徒、児童、園児の同居家族に発熱等の風邪症状がある場合については、次のとおり出校自粛を求める。

- ・生徒、児童　：　同居家族の体調不良日
- ・園児　　　　：　同居家族の体調不良日及び症状消失後 3 日

学外者についても、同様の発熱等の風邪症状がある場合は、来校自粛を求める。

4. 学内者の感染と対応について

学内者について新型コロナウイルス感染症と診断されたときは、教職員の場合は保健管理センターへ、学生・生徒・児童・園児の場合はそれぞれ保健管理センター及び保健室へ本人から直ちに届け出る。

※ 学内施設の使用許可については上記の方針を準用する。

以上

2020 年 11 月 17 日

学校法人日本女子大学 理事長
危機管理委員会 委員長
今市 涼子